

広島県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

官報報告規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

官報報告規程等の一部を改正する訓令

(官報報告規程の一部改正)

第一条 官報報告規程(昭和二十四年広島県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務局総務管理部総務課長」を「総務局総務課長」に改める。

(職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部改正)

第二条 職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程(昭和二十六年広島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二号中「総務管理部人事課長」を「人事課長」に改める。

(広島県訓令の公布等に関する訓令の一部改正)

第三条 広島県訓令の公布等に関する訓令(昭和二十六年広島県訓令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「何々局何々部何々課」を「何々局何々課」に改める。

(職員の旅費の支給に関する規程の一部改正)

第四条 職員の旅費の支給に関する規程(昭和二十八年広島県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第七条中「総務局総務管理部人事課長」を「総務局人事課長」に改める。

(職員管理審議規程の一部改正)

第五条 職員管理審議規程(昭和二十九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改める。

第三条第三項中「総務局総務管理部人事課職員健康担当監」を「総務局人事課職員健康担当監」に改める。

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第六条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総務局財務部長」を「財務部長」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

審議員は、財務部長、総務局の財政課長、財産管理課長及び営繕課長、環境県民局環境県民総務課長、農林水産局農業技術課長、土木局用地課長、都市局建築課長並びに企

業局土地整備課長をもつて充てる。

第五条第一項中「総務局財務部長」を「財務部長」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 土地部会に属する審議員は、財務部長、総務局の財政課長及び財産管理課長、環境県民局環境県民総務課長、農林水産局農業技術課長、土木局用地課長並びに企業局土地整備課長たる審議員とし、建物部会に属する審議員は、財務部長、総務局の財政課長、財産管理課長及び営繕課長並びに都市局建築課長たる審議員とする。

第九条中「総務局財務部財産管理課」を「総務局財産管理課」に改める。

別記様式中「㉒ 𠄎 𠄎」を「㉒ 𠄎」に改める。

(地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第七条 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和三十九年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一号中「総務局総務管理部」を「総務局人事課」に改め、第三号中「総務局総務管理部の長」を「行政経営部長」に改め、第四号中「総務局財務部の長」を「財務部長」に改め、第五号中「総務局総務管理部人事課」を「総務局人事課」に改め、第六号中「総務局総務管理部福利課」を「総務局福利課」に改め、第七号中「総務局財務部財産管理課」を「総務局財産管理課」に改め、第八号中「総務局財務部営繕課」を「総務局営繕課」に改め、第九号中「総務局総務管理部人事課及び福利課並びに同局財務部財産管理課及び営繕課」を「総務局人事課、福利課、財産管理課及び営繕課」に改める。

(地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第八条 地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和四十二年広島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二号中「総務局総務管理部の長」を「行政経営部長」に改め、第三号中「総務局総務管理部福利課」を「総務局福利課」に改める。

(公用文に関する規程の一部改正)

第九条 公用文に関する規程(昭和五十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号例二十五説明事項六のイ中、「部長名」を削り、同口中「部長名、課長名及び」を「課長名及び」に改め、「部長名」を削る。

(特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部改正)

第十条 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令(昭和五十九年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「子ども家庭センター相談援助課」の下に「及び児童虐待対応課」を加える。

第九条中「農林水産局農水産振興部農業技術課」を「農林水産局農業技術課」に、「専門技術監」を「農業技術担当監」に改める。

第十条中「農林水産局農水産振興部水産課」を「農林水産局水産課」に改める。

第十一条中「農林水産局農林整備部林業課」を「農林水産局林業課」に改める。

第十二条を次のように改める。

(道路監理員及び河川監理員の任命)

第十二条 建設事務所又は建設事務所支所の職員のうち、所長、支所長、次長、支所次長、課長その他道路の管理又は維持補修を担当する者(主任、主事及び技師を除く。)は、当該事務所又は支所に所属する期間中、道路監理員(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七十一条第四項に規定する道路監理員をいう。)とする。

2 土木局道路河川管理課に所属し、河川の管理を担当する職員(主任、主事及び技師を除く。)及び建設事務所又は建設事務所支所の職員のうち、所長、支所長、次長、支所次長、課長その他河川の管理又は維持補修を担当する者(主任、主事及び技師を除く。)

(は、当該課、事務所又は支所に所属する期間中、河川監理員(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七十七条第一項に規定する河川監理員をいう。)とする。

別表第二健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに社会福祉部社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課の項中「健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに社会福祉部社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課」を「健康福祉局こども家庭課、社会援護課、障害者支援課及び高齢者支援課」に、「健康福祉局社会福祉部地域福祉課」を「健康福祉局地域福祉課」に改め、同表環境県民局総務管理部県民活動課及び健康福祉局総務管理部こども家庭課並びに西部こども家庭センターの項中「環境県民局総務管理部県民活動課」を「環境県民局県民活動課」に、「健康福祉局総務管理部こども家庭課」を「健康福祉局こども家庭課」に改める。

(公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部改正)

第十一条 公害苦情相談員の任命等に関する訓令(昭和四十七年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職にある者は、その職にある期間中」を「者は」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 環境県民局環境保全課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の職員(課長、主事及び技師を除く。)
- 二 厚生環境事務所の環境管理課(厚生環境事務所の支所にあつては、衛生環境課)の職員(主事、技師及び環境管理業務を担当しない者を除く。)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。